

## (24) 金沢学院大学学友会会則

### 第1章 総則

第1条 本会は、金沢学院大学学友会と称する。

第2条 本会は、本学学生の総意に基づき、学生の自治精神を養い、友愛、平和の精神を深め、より豊かな学生生活を築くことを目的とする。

### 第2章 会員

第3条 本会の会員は、金沢学院大学学生とする。

### 第3章 機関

第4条 本会の目的遂行のために、次の機関を置く。

- 1 学生総会
- 2 議会
- 3 執行委員会
- 4 大学祭実行委員会
- 5 クラブ連絡会

### 第4章 学生総会

第5条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、議長は次の場合、学生総会を開かねばならない。

- (1) 議会が必要と認めた場合
- (2) 会員の3分の1以上の要求があった場合

第6条 学生総会は、委任状を含めた会員の2分の1以上の出席によって成立する。議事は出席会員の過半数をもって決する。

### 第5章 議会

第7条 議会は、年に1回の定例議会、及び代議員の2分の1以上の要求のある場合、あるいは議長または会長が、必要と認めた場合に開催する臨時議会とする。

第8条 議会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席代議員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。執行委員は、議決権をもたない。

第9条 議会は、議長、副議長、代議員および執行委員で構成される。

### 第6章 議長、副議長及び代議員

第10条 議長、副議長は代議員中より互選する。

第11条 議長は、学生総会、定例議会、臨時議会を招集する。

第12条 議長は、議会の円滑な議案審議を図る。副議長は、議長を補佐し、議長に事故のある場合は、その任務を代行する。

第13条 代議員は、前期始め3週間以内に、各学年各クラスから1名ずつ選出されなければならない。

第14条 代議員は、クラス討論会を主催し、クラスを代表して議会の議案審議にあたる。

### 第7章 執行委員会

第15条 執行委員会は、次の役員で構成される。

会長 1名 副会長 2名 書記 2名 会計 2名 広報 2名

2 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、議長に議会の開催を要求できる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合、その任務を代行する。

4 書記は、会則及びその附属規則、執行委員、代議員名簿、クラブ委員名簿を調整し、議会議事の記録と保持にあたる。

5 会計は、会計事務を処理する。

6 広報は、本会の活動について、会員に広く知らせる。

第 16 条 執行委員会は、議案を議会に提出し、議会の議決事項の執行にあたる。また必要に応じてクラブ連絡会、大学祭実行委員会を開催できる。

第 17 条 執行委員は、別に定める学友会選挙規則に従い選出され、その任期は1年とし、6月1日より次年度5月31日までとする。

2 執行委員は、任期満了後も新執行委員が選出されるまでの期間は、その任務を代行する。

3 執行委員は、全会員の3分の2以上の不信任案請求があった場合、辞任しなければならない。

## 第8章 大学祭実行委員会

第 18 条 実行委員会は、大学祭を円滑に運営するためのものである。

第 19 条 実行委員会は、大学祭終了後、決算報告書を提出し、議会の承認を得なければならない。

## 第9章 クラブ連絡会

第 20 条 本会は、議会の附属機関としてクラブ連絡会を置く。クラブ連絡会は、各クラブ代表者2名及び執行委員で構成され、クラブ活動の円滑な運営と連絡を図るものとする。

## 第10章 会計

第 21 条 本会の経費は、会員の入会金、会費及び大学からの助成金から支弁される。

2 入会金及び会費の額は別にこれを定める。

第 22 条 会計年度は、毎年4月1日より次年度3月31日までの1ヶ年とする。

第 23 条 執行委員会は、任期満了のときに会計諸帳簿を整備し、次期執行委員会に引き継がなければならない。

2 執行委員会は、議会に対して決算報告を行い、その承認を得なければならない。

第 24 条 予算は、年度始めに編成する。クラブ予算は、執行委員会及びクラブ委員会で協議作成し、議会の承認を得なければならない。

第 25 条 本会の会計監査は、代議員中より2名選出された会計監査委員が、これを行う。

## 第11章 顧問

第 26 条 本会に本学教員中より顧問を置く。顧問は、適宜な助言指導をすることができる。

## 第12章 会則の改正

第 27 条 本会の会則を改正する場合は、学生総会の議を経なければならない。

### 附 則

この会則は、昭和63年4月1日より施行する。

この会則は、平成6年12月6日改正し、平成7年4月1日より施行する。